湯川村販路拡大育成支援事業補助金交付基準

（目的）

第１条　この基準は、湯川村補助金等の交付等に関する規則（昭和５２年規則第６号以下「規則」という。）及び湯川村商工業振興事業等補助金交付要綱（昭和５２年告示第５号、以下「要綱」という。）の規定に定めるもののほか、村内中小企業者の持続的経営発達と販路拡大を目的として店舗等（事務所・工場）の改修等に要する経費の一部を補助する販路拡大育成支援事業補助金の交付に関する基準を定めるものとする。

（対象事業）

第２条　補助の対象となる「事業」とは、次に掲げるものをいう。

（１）統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準である「日本標準産業分類」に掲げるもののうち、次のものとする。

　　ア　製造業

　　イ　情報通信業

　ウ　卸売・小売業

　エ　飲食・サービス業

（２）前号に掲げるもののほか、商工会員に加入できる事業で、村の振興に寄与する業種と村長が認めるもの。

（補助対象者）

第３条　補助の対象となる者は、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者であって、湯川村商工会の販路拡大等に関する相談支援を受け、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

（１）村税等の公共料金を滞納していないこと。

（２）事業、業種が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業でないこと。

（３）村内に創業（開業）してから１年以上経過していること。

（４）事業の採算性が見込まれること。

（５）反社会的な活動を行なわない者、またその他の社会通念に照らし補助することが適当であると判断されること。

（６）過去に当該補助金の交付を受けていないこと。ただし、中小企業基本法第２条第５項に規定する小規模企業者の場合にあっては、当該年度の４月１日より起算して過去３年間において当該補助金の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費は、販路拡大等に要する別表に掲げる経費（合計額が20万円以上のもの）とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、販路拡大育成支援事業に要する経費（事業所が住居を兼ねる場合には、住居に供する部分の経費を除く。）のうち、前条に定める経費の100分の50に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

（交付申請書の添付書類）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、要綱第３条の規定に基づく交付申請書（別記様式第１号）及び様式第１号付表に次に掲げる関係書類を添えて村長に申請するものとする。

(１）許認可を必要とする業種の場合には、その許認可を証する書類の写し

(２）補助対象事業に要する経費の内訳が記載された見積書の写し

(３）補助対象事業に要する機器設備の名称及び型式等が確認できる書類（カタログ等）

(４）補助対象事業前の実施予定箇所が確認できる写真

(５）その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第７条　村長は、補助金の交付申請があったときは、規則第５条に基づき書類審査等にてその内容を調査し、規則第７条に基づき決定した内容について申請者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第８条　交付要綱第８条の規定に基づく実績報告は、実績報告書（別記様式第４号）及び様式第２号付表に次に掲げる関係書類を添えて、村長へ提出するものとする。

(１）補助対象事業に要した経費の内訳が記載された請求書の写し

(２）補助対象事業に要した経費を支払ったことを証明できる書類の写し

(３）補助対象事業後の該当箇所が確認できる写真

(４）その他村長が必要と認める書類

　　附　則（平成29年4月3日告示第44号）

　この基準は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年4月1日告示第37号）

　この基準は、公布の日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 経　　　　費 | 摘　　　　　　要 |
| 店舗（事務所・工場）等改修費 | 店舗（事務所・工場）等事業用資産の改修費（住居兼店舗・事務所の場合には、店舗・事務所等の専有部分に係るものに限る。）※建物新築、改築は除く |
| 器具・機械設備等購入費 | 器具・機械設備等事業用資産の購入費（10万円以上のものに限る。）※車輌運搬具購入費は除く |
| その他 | その他販路拡大等に要する経費で、特に必要と認められるもの |